静岡県告示第111号

次のとおり保安林の指定予定森林にしたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により 告示する。

令和5年3月3日

静岡県知事 川勝平太

1 保安林予定森林の所在場所

賀茂郡西伊豆町宇久須字上萩山538、字峯岸2332の1、2334の1から2334の4まで、2334の1地先・2334の2地先・2334の3地先・2335地先(以上4筆地先。次の図に示す部分に限る。)、2335、2336、2337の1、2337の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字峯岸2334の4、2332の1・2334の1・2335・2336・2337の1 (以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、2334の1地先・2334の2地先・2334の3地先・2335地先(以上4筆地先。次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁、賀茂農林事務所及び西伊豆町役場に備え置いて縦覧に供する。)